

地方創生推進交付金の概要

I. 基本的な制度

(1) 事業概要・目的

- ・自治体の自主的・主体的な取組で、先駆的なものを支援
- ・KPI の設定と PDCA サイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を越えた取組を支援
- ・地域再生法に基づく交付金として地域再生計画を策定する必要がある。

(2) 予算額

- ・国費 1,000 億円(事業費ベース 2,000 億円程度) 国費1/2

II. 支援対象

- ・地域再生法に基づく事業として、複数年度にわたる事業が可能
- ・支援対象は、1.先駆タイプ、2.横展開タイプ、3.隘路打開タイプの3タイプ

1. 先駆タイプ

自立性、官民協働、地域間連携、政策間連携等の全ての要素を含む事業

- ・期間：5か年度以内
- ・交付金額：1事業あたり国費2億円（事業費ベース4億円）

2. 横展開タイプ

先駆的・優良事例の横展開を図り地方創生の深化のすそ野を広げる事業

- ・期間：3か年度以内
- ・交付金額：1事業あたり国費5千万円（事業費ベース1億円）

3. 隘路打開タイプ

既存事業の隘路を発見し、打開するための事業

- ・期間：3か年度以内
- ・交付金額：1事業あたり国費5千万円（事業費ベース1億円）

[今後のスケジュール]

時 期	申請スケジュール（想定）	（参 考） 例年のスケジュール
～3月		・事前相談・計画の意向調査
4月	・ <u>地域再生計画の検討</u>	
5月	・地域再生計画の認定申請	・地域再生計画の認定申請
6月	<6月議会>	
7月	・地域再生計画の認定 ・地方創生推進交付金の申請	・地域再生計画の認定 (H27 認定日 6月30日)

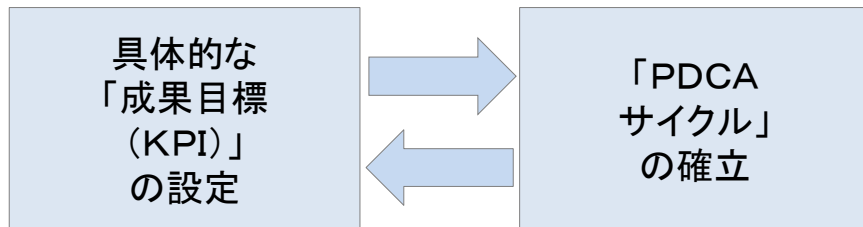
地方創生の深化のための新型交付金（地方創生推進交付金）（内閣府地方創生推進室）

28年度概算決定額 1,000億円【うち優先課題推進枠227億円】（新規）
（事業費ベース 2,000億円）

事業概要・目的

○28年度からの地方版総合戦略の本格的な推進に向け、地方創生の深化のための新型交付金を創設

- ①自治体の自主的・主体的な取組で、先導的なものを支援
- ②KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援
- ③地域再生法に基づく交付金とし、安定的な制度・運用を確保



事業イメージ・具体例

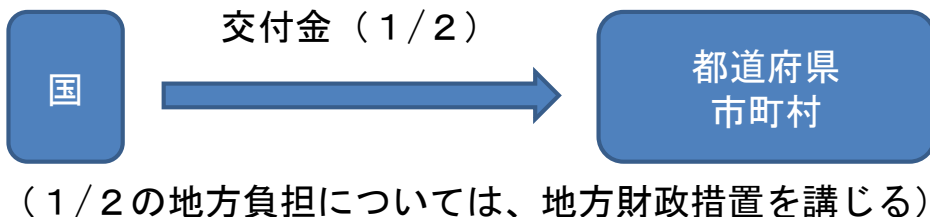
【対象事業】

- ①先駆性のある取組
 - ・官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、中核的人材の確保・育成
 - 例) ローカル・イノベーション、ローカルブランディング（日本版DMO）、生涯活躍のまち、働き方改革、小さな拠点 等
- ②既存事業の隘路を発見し、打開する取組
 - ・自治体自身が既存事業の隘路を発見し、打開するために行う取組
- ③先駆的・優良事例の横展開
 - ・地方創生の深化のすそ野を広げる取組

【手続き】

- 自治体は、対象事業に係る地域再生計画（複数年度の事業も可）を作成し、内閣総理大臣が認定

資金の流れ



期待される効果

- 先駆的な取組等を後押しすることにより、地方における安定した雇用創出、地方への新しいひとの流れ、まちの活性化など地方創生の深化の実現に寄与